

# 一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

## U15 チーム規程

### 第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ（以下、「JVL」という。）に加盟するクラブが保有する V.LEAGUE UNDER-15 ユースチーム（以下、「U15 チーム」という。）に関する事項について定める。

### 第2条〔U15 チームの保有〕

- (1) JVL に加盟するクラブは、クラブ V ライセンス交付規則（以下、「交付規則」という。）に基づき、U15 チームを保有するか、関連する法人内に U15 チームを置かなければならない。
- (2) 前項の U15 チームは、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という。）の登録管理システム（以下、「MRS」とする。）において「ヤングクラブ-U14」として、毎年4月末日までにチーム登録しなければならない。

### 第3条〔チームの設置〕

- (1) クラブは、自己の有するトップチームに紐づくホームタウンに U15 チームを置くものとする。なお、U15 チームまたはアカデミー（アカデミーとは、U15 チームに所属する選手の主たる練習拠点を意味する。）を自己の活動区域内であって他のクラブのホームタウンに置こうとするとき、または自己の活動区域外に置こうとするときは、規約第26条を遵守しなければならない。
- (2) クラブが複数のトップチームを有するときは、それぞれのトップチームに紐づく U15 チームを第1項の定めに従い設置しなければならない。
- (3) JVL は、第1項の規定によりクラブが複数の U15 チームを有することを妨げないが、JVL が主催する U15 チームに関する競技会は、別に定めがない限り、第2項を除き、原則として1クラブから1チームのみの出場とする。
- (4) U15 チームは、戸籍性が同姓の選手のみで構成するものとする。

### 第4条〔チーム名〕

U15 チームのチーム名は紐づくトップチームと関連した名称とし、名称の最初または最後に必ず「U15」をつけなければならない。

### 第5条〔選手対象者〕

- (1) U15 チームに所属することができる選手の年齢は、4月1日時点で満12歳以上満14歳以下とする。
- (2) U15 チームに所属することができる選手は、継続してU15 チームの活動に参加可能な地域に居住しているものとし、国籍を問わない。

#### 第6条〔選手登録〕

- (1) クラブは、毎年5月末日までにU15 チームの選手をJVAのMRSに選手登録しなければならない。
- (2) 前項の選手登録数は6名以上21名以下とする。
- (3) U15 チームに登録されている選手は、カテゴリーおよびチーム区分を問わず、JVL および一般社団法人SVリーグ（以下、「SVL」という。）に加盟するクラブの他のチーム（自己のトップチームを含む。）に登録することはできない。
- (4) 前項にかかわらず、第1項に基づき選手登録された選手は、年度内（毎年4月1日から3月31日まで）に1回に限り、その所属を変更して、他クラブのU15 チームの選手として登録することができる。

#### 第7条〔育成方針〕

- (1) クラブは、交付規則が定める育成責任担当を責任者として、U15 チームの育成方針を作成し、これに従い運営しなければならない。育成方針には以下の各号を含めるものとする。
  - ① クラブおよびチームの理念
  - ② 体制図（複数のアカデミーを有するときはその関係性を含む。）
  - ③ 活動拠点およびその施設に関する事項
  - ④ 選手の医療支援体制（メンタル面を含む。）に関する事項
- (2) 前項について、クラブがトップチームを複数有するときは、トップチームに紐づくU15 チームにそれぞれ1名以上の育成責任担当を置くものとし、それぞれのU15 チームについて育成方針を作成しこれを運営する。
- (3) JVLは、前2項の育成方針の提出を適宜のタイミングでクラブに求めることができる。
- (4) 育成責任担当者に欠員が生じたときは、クラブは1か月以内に代わりとなる者（ただし、資格要件を充足しなければならない。）を置かなければならない。

#### 第8条〔ヘッドコーチ/監督〕

- (1) クラブは、交付規則が定めるU15 チームのヘッドコーチ/監督を1名以上置かなければならない。なお、クラブがトップチームを複数有するときは、トップチームに紐づくU15 チームにそれぞれ1名以上のヘッドコーチ/監督を置くものとする。
- (2) ヘッドコーチ/監督は、次の各号を兼務することはできない。

- ① 当該クラブのトップチームのヘッドコーチ/監督またはアシスタントコーチ/コーチ
  - ② 他のクラブが有するチーム（このチームは、カテゴリーを問わないものとする。）のヘッドコーチ/監督またはアシスタントコーチ/コーチ
  - ③ JVL および SVL に加盟のクラブ以外のその他のチーム（カテゴリー、チーム区分を問わない）のヘッドコーチ/監督
- (3) ヘッドコーチ/監督に欠員が生じたときは、クラブは1か月以内に代わりとなる者（ただし、資格要件を充足しなければならない。）を置かなければならない。
- (4) ヘッドコーチ/監督は、第11条に定める活動に常に帯同しなければならない。

#### 第9条〔育成担当〕

- (1) クラブは、交付規則が定める育成担当を1名以上置かなければならない。育成担当は、育成責任担当者およびヘッドコーチ/監督を補佐して、クラブの育成事業を円滑に進める任を有するものとする。
- (2) 前項について、クラブがトップチームを複数有するときは、トップチームに紐づくU15チームにそれぞれ1名以上の育成担当を置くものとする。
- (3) 育成担当に欠員が生じたときは、クラブは1か月以内に代わりとなる者（ただし、資格要件を充足しなければならない。）を置かなければならない。

#### 第10条〔選手の募集等〕

- (1) クラブは、U15チームの選手を募集するにあたり、選手が未成年であることに十分に配慮し、本人およびその保護者から自己のU15チームに所属を希望する意思を書面により確認をしなければならない。
- (2) クラブは、U15チームの選手を募集するにあたり、クラブがJVLからクラブVライセンスの交付がされなかったときは、当該U15チームがJVL主催の競技会に出場できない可能性が生じることについての説明をしなければならない。

#### 第11条〔活動〕

- (1) U15チームは、年間を通じて週2日以上かつ月20時間以上で活動することを要するものとする。本規程において「活動」とは、練習（模擬試合を含む。）、試合、競技会、フィジカルトレーニング、合宿、研修、ミーティングおよびその他選手の育成の目的に資する一切の行動を意味する。
- (2) クラブは、U15チームの活動において、選手の心身の健康および安全について十分に配慮しなければならない。
- (3) クラブは、U15チームの活動との関係において、U15チームに属する選手の人格形成を支援するとともに、規約等を遵守するよう十分に指導し、かつ監督をしなければならない。

ない。

#### 第 12 条〔報告書等の提出〕

クラブは、活動報告書により U15 チームの活動予定および実績を JVL が指定する期日までに毎月提出しなければならない。

#### 第 13 条〔競技会への参加〕

U15 チームは、原則として JVL が主催する U15 チームを対象とした競技会に参加しなければならない。

#### 第 14 条〔クラブライセンスが交付されなかったときの取り扱い〕

- (1) クラブライセンスを保有していたクラブが、交付基準に基づき JVL からクラブ V ライセンスを交付されなかったときは、当該クラブが有する U15 チームを JVL が主催する競技会に参加させることはできない。ただし、当該 U15 チームが、クラブライセンスを除いて本規程に定める事項を全て充足し、引き続きの出場が所属選手および選手育成に寄与するものであると理事会が判断したときは、クラブライセンスの取得ができないことが確定したときから最大 3 年間に限り、理事会は当該 U15 チームに対して JVL の主催する競技会に参加することを認めるものとする。
- (2) 前項に基づき U15 チームが JVL の主催する競技会に出場する権利を失ったときは、クラブは自己の U15 チームに所属する選手およびその保護者に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

#### 第 15 条〔制裁〕

クラブまたは U15 チームが規約および諸規程（交付規則および本規程を含む。）に違反したときは、その定めに基づき制裁が科され、または科される可能性がある。

#### 第 16 条〔本規程に定めのない事項〕

本規程に規定されていない事項については、理事会がこれを決定する。

#### 第 17 条〔改正〕

本規程の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

#### 第 18 条〔施行〕

本規程は 2024 年 7 月 1 日から施行する。

附則

〔制定〕

2024年6月19日

- (1) 本規程の制定以前に U15 チームを発足させて既に活動をしているクラブについては、第4条〔チーム名〕、第5条〔選手対象者〕、第6条〔選手登録〕、第11条〔活動〕の定めに異なる場合は2025年3月31日までに限り認めるものとし、期限経過後に本附則を削除する。